

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化	
要望内容（概要）	<p>現行制度上確定申告が必要とされている私立学校等への寄附（※）に係る寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象とする。</p> <p>※学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人、準学校法人、国立大学法人、公立大学法人に対する寄附</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第三百十七条の二 </div>	
減収見込額	[初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>資源に乏しい我が国にあって、近年、一層激しさを増す国際社会経済の変化に臨機応変に対応する上で、最も重要な資源は「人材」である。</p> <p>特に、私立学校は、建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることは、我が国の教育の大きな特徴であり、私立学校の振興は決定的に重要である。また、国公立を問わず、大学は我が国の学術の中心として教育研究及び社会の発展に寄与しており、近年、産学連携や地域振興等においても、大学の果たす役割は一層重要になっている。</p> <p>一方で、教育研究環境の更なる充実を図り、時代に即した教育研究を実現するためには、学納金収入のみに頼らない強固な財政基盤の確立が不可欠である。さらに、国公立大学が、教育研究の成果を社会に還元し、産業界や地域など広く社会全体からの支援を受け、その期待に応えるという好循環を生み出すためにも、これまで以上に積極的に寄附金収入を拡大することが不可欠である。</p> <p>このため、私立学校等に対する寄附をしやすい環境を整えることにより、私立学校等に対する広く社会全体からの支援を実現し、寄附金収入の拡大による多様で強固な財政基盤の確立を図るとともに、教育研究の更なる振興を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>私立学校等に対する個人からの寄附は、金額・件数ともに近年増加傾向にあるが、これは、平成23年度から一定の要件を満たした学校法人等への寄附金について税額控除が認められ、27年度・28年度には当該要件が緩和されたことや、28年度から国立大学法人・公立大学法人における修学支援事業に対する寄附金についても税額控除が認められたことなど、少額寄附も含めて、個人からの寄附を促進するための環境が整えられてきたことによるものと考えている。</p> <p>（1）の状況も踏まえ、私立学校等が寄附金収入を拡大し、財政の多様化及びその基盤強化を図るとともに、広く社会から支えられる存在となるためには、個人からの寄附を一層増加させることが不可欠である。そのためには、近年の税制改正の効果により寄附金額・件数が増加傾向にあることを見てもわかるとおり、寄附金控除の一層の活用を促進することが効果的であると考えらる。</p> <p>しかし、生命保険料控除等とは異なり、私立学校等への寄附に係る寄附金控除を受けるためには確定申告を行うことが必要であり、特に少額寄附者については、控除額に比して確定申告を行うコスト・負担が大きく寄附金控除を活用しない実態もあるなど、学校法人等への税制優遇措置を十分に活用できていない状況にある。</p> <p>そこで、私立学校等への寄附にかかる寄附金控除についても年末調整の対象とすることにより、寄附者の確定申告に係る負担を軽減するとともに、私立学校等への寄附に係る税制優遇の効果を最大限に発揮し、より多様な寄附者が寄附を行いやすい環境を充実させ、寄附文化の醸成を図ることが必要である。</p>	
	ページ	2—1

本要望に 対応する 縮減案	—	
	ページ	2—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）-第2期-（抜粋） 基本施策29 私立学校の振興 【主な取組】 29-2 多元的な資金調達の促進 各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>教育再生実行会議第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日） 5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。（抄） ○ 国は、国立大学運営費交付金・施設整備費補助金や私学助成、公立大学への財政措置など財政基盤の確立を図りつつ、基盤的経費について一層メリハリある配分を行う。その際、教育、研究、大学運営、社会活動等の幅広い観点からの教員評価や能力向上など、教員の力量を発揮させる改革を行う大学が評価されるような配分を検討する。また、大学等に配分される国の公募型資金について、全学的な共通インフラや教育・研究支援人材確保のための経費（間接経費）を設定し、直接経費を確保しつつ、間接経費比率を30%措置するよう努めるとともに、その効果的な活用を図る。あわせて、教育基盤強化に資する寄附の拡充や民間資金の自主的調達のため、税制面の検討を含めた環境整備を進める。</p> <p>教育再生実行会議第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」（平成27年7月8日） 3. 教育財源確保のための方策（抄） ○ 国は、国立大学法人における個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など、寄附金税制の一層の拡充について検討する。</p>																																																											
	政策の達成目標	個人からの寄附金収入を拡大し、私立学校等の経営基盤の強化と教育研究活動の活性化を図る。																																																											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—																																																											
	同上の期間中の達成目標	—																																																											
政策目標の達成状況	<p>過去5年間の個人現金寄附の件数及び金額【P：データ待ち】</p> <p>【寄附件数】 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td> <td>270,176</td> <td>274,806</td> <td>367,415</td> <td>378,072</td> <td>(集計中)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人</td> <td>46,488</td> <td>—</td> <td>46,172</td> <td>53,611</td> <td>(集計中)</td> </tr> <tr> <td>公立大学法人</td> <td>2,682</td> <td>4,582</td> <td>4,762</td> <td>5,653</td> <td>5,370</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>319,346</td> <td>—</td> <td>418,349</td> <td>437,336</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【寄附金額】 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td> <td>27,270,631</td> <td>34,334,753</td> <td>43,494,897</td> <td>48,805,119</td> <td>(集計中)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人</td> <td>13,409,272</td> <td>—</td> <td>11,097,957</td> <td>11,097,519</td> <td>(集計中)</td> </tr> <tr> <td>公立大学法人</td> <td>665,306</td> <td>722,313</td> <td>842,004</td> <td>715,580</td> <td>717,854</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,345,208</td> <td>—</td> <td>55,434,858</td> <td>60,618,219</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	H28	学校法人	270,176	274,806	367,415	378,072	(集計中)	国立大学法人	46,488	—	46,172	53,611	(集計中)	公立大学法人	2,682	4,582	4,762	5,653	5,370	合計	319,346	—	418,349	437,336	—		H24	H25	H26	H27	H28	学校法人	27,270,631	34,334,753	43,494,897	48,805,119	(集計中)	国立大学法人	13,409,272	—	11,097,957	11,097,519	(集計中)	公立大学法人	665,306	722,313	842,004	715,580	717,854	合計	41,345,208	—	55,434,858	60,618,219	—
	H24	H25	H26	H27	H28																																																								
学校法人	270,176	274,806	367,415	378,072	(集計中)																																																								
国立大学法人	46,488	—	46,172	53,611	(集計中)																																																								
公立大学法人	2,682	4,582	4,762	5,653	5,370																																																								
合計	319,346	—	418,349	437,336	—																																																								
	H24	H25	H26	H27	H28																																																								
学校法人	27,270,631	34,334,753	43,494,897	48,805,119	(集計中)																																																								
国立大学法人	13,409,272	—	11,097,957	11,097,519	(集計中)																																																								
公立大学法人	665,306	722,313	842,004	715,580	717,854																																																								
合計	41,345,208	—	55,434,858	60,618,219	—																																																								
ページ		2—3																																																											

有効性	要望の措置の適用見込み	学校法人 7731 法人 国立大学法人 86 法人 公立大学法人 70 法人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	私立学校等に対する個人からの寄附は、金額・件数ともに近年増加傾向にあり、税制優遇措置の拡充が一定の効果を上げている。 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化により税制優遇措置が活用しやすくなることにより、私立学校等に対する寄附がより一層集まりやすくなることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(学校法人) 【所得税】 ・学校法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除の適用(所得税法第78条) ・一定の要件を満たす学校法人への個人からの寄附金は税額控除の対象(租税特別措置法第41条の18の3) ・学校法人への個人からの現物寄附は、譲渡所得の非課税措置(租税特別措置法第40条) 【法人税】 ・学校法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条) (国立大学法人・公立大学法人) 【所得税】 ・国立大学法人、公立大学法人への個人からの寄附金は、指定寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) ・国立大学法人、公立大学法人が行う就学支援事業に対する個人からの寄附金は寄附金控除、又は、税額控除のいずれか有利な方を選択することができる(租税特別措置法41条の18の3) 【法人税】 ・国立大学法人、公立大学法人への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入(法人税法第37条)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	【平成29年度予算】 (学校法人) ・私立大学等経常費補助 3,153 億円 ・私立高等学校等経常費助成等補助 1,036 億円 (国立大学法人) ・国立大学法人運営費交付金等 10,970 億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国等による公的支援は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に税制優遇を行うものとして異なる役割を担うものであり、両者あいまって、学校法人及び国立大学法人の健全な経営と安定した教育の提供に資するものとして重要な役割を果たしている。 特に、学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われているところであるが、一方で、教育研究を安定的・継続的に行っていくためには、学校法人が自ら多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 なお、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。 私立学校振興助成法(昭和五十年七月十一日法律第六十一号)(抄) (税制上の優遇措置) 第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>寄附金控除の拡充により寄附は着実に増加してきているが、こうした税制優遇の効果を更に高めるためには、寄附者がより一層寄附金控除を活用することが重要である。 年末調整対象化により、これまで手続き的な煩雑さから寄附金控除の活用を見送っていた少額寄附者を中心に、今以上に寄附金控除の活用が進み、結果として私立学校等に対する寄附の拡大につながると考えられる。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>		<p>—</p>
<p>地方税における税 負担軽減措置等の 適用状況等に関す る報告書」に おける適用実績</p>		<p>—</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>		<p>—</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>		<p>—</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>		<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 22～25 年度</p>